

# 感染症予防のため申告会場が変わります

## ● 市民税・県民税申告日程表

新型コロナウイルス感染症による3密(密集、密接、密閉)を防ぐため、会場を変更して受け付けを行います。

申告受付時間 【午前:9:00～12:00】、【午後:13:00～16:00】

### 鹿屋地区：市役所第1別館(南側駐車場)

期日	町内会名
2/1(月) ～2/8(月) ※土日除く	申告期間中に都合のつかない人
2/9(火)	寿3丁目、寿4丁目、札元1丁目、 札元2丁目、旭原
2/10(水)	古前城、本町、北田東大手、西大手、朝日町、 向江、共栄、曾田、白崎、新栄、打馬、王子
2/12(金)	寿8丁目、新川
2/15(月)	申告期間中に都合のつかない人
2/16(火)	今坂、郷之原、大浦、西原2丁目東、 西原2丁目西
2/17(水)	上谷、新生、西原1丁目、西原3丁目、 西原4丁目
2/18(木)	川西、川東、永野田
2/19(金)	田崎、名貴
2/22(月)	上野、野里
2/24(水)	寿5・6丁目、寿7丁目、泉ヶ丘、緑山、 寿2丁目
2/25(木)	大始良西、大始良東、田淵、南、獅子目
2/26(金)	横山、下堀、萩塚、池園、飯隈、星塚
2/28(日)	平日に都合のつかない人
3/1(月)	海道、古里、白水、一里山、花里、花岡、 根木原、鶴羽、古江下、古江港、古江西、 船間、小野原、天神、北花岡
3/2(火)	東原、高隈、大黒
3/3(水)	上祓川、祓川、下祓川、西祓川、弥生
3/4(木)	高須、浜田
3/5(金)	笠之原
3/8(月) ～3/15(月) ※土日除く	申告期間中に都合のつかない人

### 串良地区：串良ふれあいセンター

期日	町内会・自治会名
2/1(月)	【午前】中郷【午後】下中、中野、山下
2/2(火)	【午前】大迫、中山上、中山下、城ヶ崎、松崎 【午後】十三塚
2/3(水)	【午前】永峯、中宿、鳥之巢、県営住宅、 共栄中【午後】大久保段、塩塚、共栄西、 共栄東上、共栄東、中山原
2/4(木)	【午前】下甫木、中甫木、吹上田 【午後】平和、星ヶ丘、桜ヶ丘
2/5(金)	【午前】富ヶ尾中央【午後】上大塚原上、 上大塚原下、下大塚原、新大塚原
2/8(月)	【午前】馬掛、共心、西新町、生栗須 【午後】共和、東新町、立小野、高松、堂園、 平瀬
2/9(火)	【午前】栲場、外堀、新中堀、花鎌、土持 【午後】更和、東西、伊集院
2/10(水)	【午前】上辰喰、辰喰、矢柄、上矢柄、栄 【午後】昭栄、上栄
2/12(金)	【午前】東共心、入部堀【午後】新堀
2/15(月)	【午前】柳谷【午後】下方限
2/16(火)	【午前】下小原(北)、大坪 【午後】白寒水、下小原(南)
2/17(水)	【午前】緑ヶ丘【午後】愛ヶ迫、江口迫、 上之馬場、上之馬場下
2/18(木)	【午前】堅田、岡崎東西 【午後】諏訪下、岡崎上
2/19(金)	【午前】串良東部【午後】永和
2/28(日)	平日に都合のつかない人

### 吾平地区：吾平保健センター

期日	町内会・班名
2/22(月)	神野、中央西地区
2/24(水)	鶴峰東(飴屋敷、鏡原、陵北荘を除く)
2/25(木)	飴屋敷、鏡原、陵北荘、鶴峰中地区
2/26(金)	鶴峰西
2/28(日)	平日に都合のつかない人
3/1(月)	下名西
3/2(火)	下名東、寒水
3/3(水)	中央東(寒水を除く)
3/4(木)	中央麓地区
3/5(金)	中央町

### 輝北地区：輝北総合支所 2階会議室

期日	町内会・自治会名
2/8(月)	百引
2/9(火)	市成(仏山、朝倉、八重山を除く)
2/10(水)	平南、仏山、朝倉、八重山
2/12(金)	高尾
2/28(日)	平日に都合のつかない人

## ● 新型コロナウイルス感染症対策にご協力を！

各会場で新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底します。申告の際は、マスクの着用、手指消毒、少人数(原則1人)での入場にご協力ください。また会場内の入場制限と定期的な換気を行いますので、防寒対策をお願いします。筆記用具は消毒済みのものを貸し出しますが、感染症予防のため持参することをお勧めします。

以下の項目に該当する人や体調の悪い人は、申告を受け付けることができませんので、事前にご確認のうえ日程の変更をお願いします。※②～④は過去2週間以内の状況

- ① 体温が37.5度以上ある人
- ② 新型コロナウイルス感染症陽性とされた人又はその疑いがある人と濃厚接触した人
- ③ 海外や感染拡大地域の人と接触した人
- ④ 海外や感染拡大地域を訪れた人

# 市民税・県民税 申告を受け付けます!!

市では令和3年2月1日(月)から市民税・県民税の申告を受け付けます。申告期間中は感染症予防のため、日程表に合わせて会場にお越しください。なお、確定申告(株式、配当及び1回目の住宅借入金等特別控除等の内容)を行う場合は、税務署での申告をお願いします。 **市税務課** Tel. 0994-31-1112



## ● 市民税・県民税申告が必要な人

令和3年1月1日時点で鹿屋市に住所がある人は、原則として申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告する必要はありません。

- 令和2年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した人、又は提出予定の人
- 前年中の収入が給与だけで、勤務先から市に給与支払報告書が提出され、雑損控除・医療費控除等を追加する必要がない人
- 配偶者控除、扶養控除の対象になっている人で、令和2年中に収入がなかった人(扶養者と被扶養者が同一世帯の場合のみ)  
※個人の課税(非課税)証明や所得証明が必要な場合は、申告が必要です。
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が148万円以下の人
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和31年1月2日以降生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が98万円以下の人
- 前年中の収入が公的年金だけで、その公的年金の支払先から送られてきた扶養親族等申告書を提出済みで、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除等の追加をする必要がない人
- 令和3年1月1日現在、生活保護受給者で、令和2年中にその他の収入がなかった人
- 障害年金又は遺族年金の受給者で、令和2年度市民税・県民税申告を行った人

## ● 申告に必要な物

- 申告書(申告書がない場合は申告会場に準備してあります)
- 印鑑
- マイナンバーカード(個人番号と本人の確認)  
※マイナンバーカードが無い場合は次の例で示す「個人番号が分かるもの」と「本人確認書類」が必要となります。  

個人番号が分かるもの ・マイナンバー通知カード(※) 又は ・個人番号の記載がある住民票 ※氏名、住所等が住民票記載事項と一致するもの	+	本人確認書類 ・顔写真付き本人確認書類1点 ※運転免許証やパスポートなど 又は ・顔写真無し本人確認書類2点 ※保険証や年金手帳など
---	---	---
- 令和2年中の収入状況が分かるもの  
○給与・公的年金の源泉徴収票、給与支払明細書 など  
○営業、農業、不動産などの収入額、販売額及び収支が分かる帳簿や領収書 など  
※記帳・帳簿等の保存が義務となっています。ご自身で収支を整理し、収支内訳書を作成してから申告してください。

～ここがポイント～

## 控除を受けるために必要な書類

- 令和2年中に支払った医療費控除の明細書(ご自身で作成してください)
- 健康保険料・国民年金保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 障害者手帳・障害者控除対象者認定書(※詳細は高齢福祉課まで)⇒障害者控除 学生証⇒勤労学生控除 など
- 配偶者の収入を証明するもの⇒配偶者特別控除
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金受領証明書 ⇒寄附金控除(ワンストップ特例を申請した人で、申告が必要になった人を含む)

申告をお忘れなく!